

全労連第30回定期大会 文書発言

青森県労働組合総連合 奥村 榮

大会方針の第3の基調「安倍9条改憲阻止、安倍政権退陣」「選挙方針」

大会議案書P.14の(3)大会基調に、「第3は安倍9条改憲阻止、憲法守れの世論と共同を一層発展させ、安倍政権を退陣に追い込む。…そのため…首長選挙や衆議院議員選挙・参議院議員選挙も見据えて力関係を変えていく」とし、P.28の「9 政治の民主的な転換を求めるたたかい」では、「次の総選挙は日本の進路を左右するきわめて重要な選挙となる。『市民と野党の共同』を広げ、安倍政権を打倒し…選挙方針を別途、提起する」とある。今後選挙方針が論議されていくが、従来の方針に関して、その基本的あり方の変更を求めるものである。

2016年の参議院選挙をめぐって、『月刊憲法運動』からの依頼で2016年10・11月号に、私が青森県労連の立場を「保守王国青森に地殻変動を引き起こし、野党統一候補田名部匡代氏勝利！ー青森県での野党統一候補実現の背景と成果ー」として投稿した。全労連の「選挙方針」をめぐって次のように記述した。

青森県労連としても、参議院選挙に当たり新たな段階に踏み出した。それは民進党公認候補である田名部匡代氏を県労連として「推薦」したことである。要求実現のためには、「労働運動と政治闘争の統一」が不可欠であるという認識に立ったものであった。全労連の「野党統一候補でも特定政党公認候補については、支持や推薦をしないように」という方針に反するものであった。7月の全労連大会での私の発言を、「連合通信」は次のように報道した。「青森県労連は『民進党公認候補を推薦した。たまたま民進党だったわけで、野党統一候補をどう勝たせるかが問われた選挙。6人いた県選出国會議員は全て自民党。その一角を崩すことができた。衆院選では自民党との一騎打ちになる。そのときに「闘うナショナルセンター」が後方に引いていていいのか、野党統一のなかでそのありようについてさらに議論を』と求めた。」

労働組合の3つの基本原則について、全労連の『新版組合員教科書』P.20には次のように書かれている。第1は「要求にもとづく団結」、第2は「資本からの独立」、第3の「政党からの独立」について「組合員の政党支持、政治活動の自由を保障するとともに、政党とは一致する要求・政策での協力・共同をすすめるという原則です」。1989年に全労連が結成される際、総評の「社会党一党支持」からの脱却が全労連の基本原則となったことは当然である。要求の実現と無関係に、組合費を勝手に社会党に支出したり、社会党のために組合員を選挙動員するなどということは、決してあってはならないからだ。

しかし、いま問題となっているのは「一党支持」ではなく、「野党統一候補」に対して全労連としてのどのように対応したらいいのかという点である。2015年9月に安保法制（戦争法）が強行採決され、それに対抗するため12月には「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」（市民連合）が結成され、野党統一という柱で国政・地方選挙をたたかってきた。2019年5月には「市民連合と5野党・会派の『共通政策』」が合意され、野党統一はさらに進化し続けている。今大会で全労連が掲げる方針「安倍

9条改憲阻止、安倍政権打倒」のためには、来年の10月の衆議院議員任期までには必ずある、そしていつあってもおかしくない衆院選、それはまさに「次の総選挙は日本の進路を左右するきわめて重要な選挙」なのである。そしてたたかひの勝負所は、289小選挙区すべてで野党統一候補を擁立すること。そしてその候補を総力で支持することであろう。衆議院選挙は「政権選択選挙」として、野党統一候補であっても無所属で出ることには少数で、そのほとんどは各野党の公認候補として出馬するであろう。現在の全労連の方針では、「野党統一候補であっても特定政党公認候補」であるため、支持も推薦もできないこととなる。「安倍政権打倒」を方針で正面に掲げながら、実際の選挙では「闘うナショナルセンター」が関わらないまま傍観してしまうことになる。

「政党からの独立」の真の意味は、「政党に従属しない」ということであって、全労連教科書にあるように「政党とは一致する要求・政策での協力・共同をすすめるという原則」である。そして「組合員の政党支持、政治活動の自由を保障する」という点については、青森県労連がそうであったように、県労連として野党統一候補勝利のために組織として「推薦」はするが、個々の組合員には政党支持の自由を確保するため「拘束はかけない」ということで両立する。目前に迫ってきている衆議院選挙、あれやこれやの問題ではない。まさに国民のいのちと生活、人権を侵害する根源「安倍9条改憲阻止、安倍政権打倒」がかかった選挙である。全労連の「選挙方針」の変更を強く求めたい。